

児童虐待防止医療ネットワーク事業

医療機関向け相談窓口開設のご案内

岐阜県総合医療センターは、2019年4月1日から岐阜県の児童虐待防止医療ネットワーク事業を受託しました。児童虐待専門のコーディネーターを配置し、県内の医療機関からの児童虐待に関する相談窓口を開設しましたのでご案内いたします。



医師

地域医療機関からの児童虐待診断の助言を行います。
夜間、土日祝は当院での救急外来受診も可能です。



児童虐待専門コーディネーター(医療ソーシャルワーカー)

児童虐待が疑われる事例の相談を各専門職に取り次ぎます。
岐阜県の児童虐待対応向上のための教育研修を企画します。

相談方法: ① 電話で受け付けしています(相談費用は無料です)。 ② 受診

相談時間: ① 平日 8:30～17:15…児童虐待専門コーディネーター(医療ソーシャルワーカー)

② 平日 17:15～翌 8:30 及び土日祝日…受診のみ対応(救急外来当直小児科医)

電話相談窓口～お気軽にお問い合わせください～

岐阜県総合医療センター

TEL:058-246-1111 (代表)

(コーディネーター PHS 8506 / はやく こどもを まも ろう)



オレンジリボンとミナモ